

まちづくりナビ

第4回



景観計画は何をするのかな？

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

前回まで、まちづくりの課題や「立地適正化計画」についてお伝えしてきましたが、今回は、「景観計画」についてご説明します。

計画へのアプローチ

景観とは…

眺める対象である風景や景色などを表す《景》と、それを眺める人の行動である《観》で表されるように、目に見える風景や景色だけではなく、手触り、音や匂いなど、五感を通じて、見る人が好ましく感じることも含めて《景観》といいます。

景観まちづくりの取り組み

笠間市には、自然や歴史、文化、産業など、人々の暮らしの中に、魅力ある景観資源がたくさんあり、これらは、次世代へと継承していくべき市民の共有財産です(3月号第1回参照)。

「立地適正化計画」では、コンパクトな市街地と各拠点の連携によるまちづくりを進めますが、「景観計画」では、これらの地域固有の資源を美しく保ち、高め、新たに創造していくことで市街地ばかりでなく、笠間市全体の魅力を高めながら、住みよいまち、訪れてよいまちを目指します。

計画の概要

景観計画とは…

景観法に基づき、地域の特性を生かした景観の規制・誘導をすることで、良好な景観の形成を図るための基本的な計画です。

景観計画で定める主な事項

景観計画区域

- 都市部や農村部の分け隔て無く、良好な景観を形成していく地域として笠間市全域を想定

基本的な方針(良好な景観の形成に関する方針)

- より魅力的なまちづくりを推進するための目標や景観計画により実現を目指す将来の都市像を提示

行為の制限に関する事項(景観形成基準)

- 良好な景観の形成に関する方針を具現化するための基準や対象、規模などのルールを決定

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

- 広く認知されている地域のシンボルであり、地域を特徴付けている建築物・工作物や樹木を指定するための方針を決定

※このほかにも、「屋外広告物に関する事項」や「重点的に景観形成を図る区域の指定」など、本市の特徴を生かしながら、景観まちづくりの方針に合わせた項目を付加していくことができます。

■景観計画区域のイメージ



出典：景観行政(国土交通省)P17

計画策定の効果

市民や来訪者にとって魅力の高いまちなみを形成することは、地域ブランドとして観光客の増加、郷土愛や誇りの増進、まちの賑わいや活気のある景観形成等につながり、本市のまちなみを後世に伝承できるだけでなく、まちの発展やより良い住環境の整備にもつながります。

これらの効果を生み出し、さらに持続させるためには、市民、事業者、行政が一緒になって、景観まちづくりに取り組むことが欠かせないんだ。未来につながる景観まちづくりについて、みんなで考えようね。



市民の皆さんが笠間市の景観について日ごろからどのように感じているのかを伺うために、市ではアンケートを実施しました。次回は、その結果についてお知らせします。

【問い合わせ】都市計画課 (内線 586)